

評価対象 良質な個別サービスの実施(児童養護施設版)

【評価項目】		a	b	c	Na	判断の理由
1 援助の基本						
(1)児童の援助に対する基本的な姿勢について配慮し、支援している。						
1	児童と職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の児童の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。					児童に対する受容的・支持的関わりなど個々の児童の気持ちを汲み取り、信頼関係の構築に配慮が見られるが、施設特性からか生活などの日課に柔軟性に欠ける面が見える。
2	児童の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。					施設生活において社会生活の規範等を守るべきルールや他者への心遣い、責任ある行動など社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
3	職務上職員が知り得た個人情報について秘密保持を徹底している。					個人情報の取り扱いについては、規程を定めて秘密保持管理体制ができており、職員にも周知されている。
4	適切な児童の援助を行うため、職員間で打ち合わせをするなど引き継ぎ体制が確立している。					日勤、夜勤など交替勤務のため、確実に児童の状況が伝達できるように引継ぎ体制が確立されている。また、内容が児童等に漏洩しないように配慮している。
2 入所時の対応						
(1)入所前の援助が適切に行われている。						
5	児童相談所と連携しながら、児童、保護者及びその家族の状況を把握し、受け入れ準備を行っている。					自立支援に必要な児童や家族等の情報を児童相談所から得て、入所予定児童の受け入れ準備など対応しているが、児童自立支援施設の特長があるとはいえ、児童集団との雰囲気づくりなどの点でなお繊細な配慮が望まれる。
(2)入所前の援助が適切に行われている。						
6	入所の際に、児童又はその家族等に対して適切な情報提供を行うなど、児童の不安を解消し施設生活を理解できるよう適切な援助を行っている。(但し、児童福祉法第27条1項3号入所児童に限る。)					入所に際しては、「育成学校の暮らし」などのパンフレットにより、施設での生活の状況をわかりやすく説明し、児童の不安を解消できるような援助が行われている。
3 日常生活の援助						
(1)適切な食生活に対する援助を行っている。						
7	食事を美味しく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。					食事は、寮ごとに少人数に分かれ、家庭的な雰囲気の中で食べられるように工夫されており、栄養管理にも十分配慮されている。
8	児童の生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。					児童の「職場実習」などの際には、その生活時間に合わせた食事時間を設定したり、体調の悪い児童については、時間を考慮している。
9	発達段階に応じて、食習慣を習得するための支援を適切に行っている。					食後のテーブル拭きや食器洗いなどの後片付けの習得には配慮されているが、将来自立に向けてナイフ・フォークの使い方など洋食のマナーや調理技術の習得の機会などは必要と思われる。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
(2)適切な衣生活に対する援助を行っている。						
10	衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。					衣服は毎日洗濯され、清潔にされているが、年齢やTPOにあった服装などは、児童自立支援施設として若干の規制がある。
11	児童が、衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。					衣服の整理・保管などの習慣支援は行われているが、私物の制限があるために指定のユニフォームを着用することが多く、衣服を通じた自己表現ができるまでには至っていない。
(3)適切な住生活に対する援助を行っている。						
12	居室等施設全体が、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。					各寮の人数が定員を下回っているため、余裕のある居住空間が確保され、食堂兼学習室には冷暖房の完備など快適さに配慮したものとなっている。
13	発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。					居室の整理整頓や掃除の習慣を身につけるような支援がされてるが、将来自立するためにも建物や設備の軽度な修理の体験ができるとうい。
(4)適切な衛生管理や健康管理及び安全管理に対する援助を行っている。						
14	発達段階に応じ、身体健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。					衛生や健康などの自己管理ができるよう支援をしており、高校生については交通ルールなどの安全管理なども教えている。
15	医療機関と連携して一人ひとりの児童に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。					寮長が児童一人ひとりの健康状態を把握し、保健師が服薬チェックや医療機関と連携を図っている。
(5)児童の問題行動などに対して適切な対応を行っている。						
16	児童が暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、適切に対応している。					児童の問題行動については、「問題行動マニュアル」を策定し、それに沿って適切に対応している。
17	虐待を受けた児童等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。					評価基準が求めている児童養護施設のようなケースは今までなかったが、万一保護者からの強引な引き取りがあった場合、関係機関との協力体制が確立され、適切に対応できると思われる。
18	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別など施設全体で生じないよう徹底している。					児童間の暴力やいじめが起こった場合は、全職員が対応できる体制をとっている。また、そのことを防ぐために一人で行動しないように徹底しているが、問題発生予防策としての施設内構造や職員の勤務体制の点検まではなされていない。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
(6)児童の自主性や自律性を尊重した日常生活の援助を行っている。						
19	行事などのプログラムは、児童が参画しやすいように計画・実施されている。					行事などのプログラムについては、自発的な参加を促しているが、児童が主体的に企画・運営をするまでには至っていない。
20	休日等に児童が自由に過ごせるよう配慮している。					休日は寮でテレビなどを見ることができるが、児童自立支援施設としての特性から、外部のサークルへの参加や文化・スポーツの習い事には制約がある。
21	児童の発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など、経済観念が身につくよう支援している。					金銭の管理については、育成学校として基本的に持たせない方針をとっている。この評価項目は、児童養護施設の児童を対象としたもので、児童自立支援施設の場合は非該当とする。
22	児童が友人や地域との関係を深められるよう支援している。					この評価項目についても、施設の方針として敢えて友人や地域との関係を制限しているため、非該当とする。
(7)一人ひとりの児童に応じた適切な学習支援、進路指導等を行っている。						
23	学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。					学習環境の整備については、寮の食堂を学習室として使用し、また、学校では学力に応じたクラス編成をするなど、施設と分校とが連携した学習支援を行っている。
24	学校を卒業する児童の進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している。					進路選択のための必要な資料の提供をはじめ、児童や保護者、児童相談所との協議など最善の利益を考慮した援助に努めている。
25	児童の年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。					児童自立支援施設の場合、性的非行が原因で入所してくる児童も少なくないだけに学校内での異性との交際は認めていない。
4 心理的な援助						
(1)児童のメンタルヘルスに着目した支援を行っている。						
26	被虐待児童など心理的なケアが必要な児童に対して心理的な支援を行っている。					心理的なケアが必要な児童のために臨床心理士を配置し(週4日)、また月1回精神科医の来校など援助体制が確立されている。
5 家族との関係						
(1)家族とのつながりに配慮している。						
27	児童相談所等と連携し、児童と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています。					家族との関係調整については家庭支援専門相談員を配置して児童相談所と協議しながら連絡をとっているが、親子関係の継続や修復への積極的働きかけまでには至っていない。
28	児童と家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的に行っている。					面会、外出、一時帰省については児童相談所と協議し、規程に基づいて実施している。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
6 退所時の対応						
(1)退所前の援助が適切に行われている。						
29	退所後の社会生活を考慮した援助を行っている。					退所に当たっては、退所時期、退所後の生活等について児童相談所と協議しているが、児童の進路等については、保護者への協力依頼をするにとどまっている。
30	退所後の社会生活がスムーズに行われるよう退所時に十分な援助を行っている。					退所児童の退所後の生活への定着促進を図るためのフォローアップの計画的実行を重点事項の一つとしているが、今後の充実を期待したい。
31	家庭復帰に向けて、児童相談所及び児童と家族への連絡調整機能を果たしている。					評価項目の内容が被児童虐待児を考慮に入れているため、児童自立支援施設にはそぐわない判断の条件設定になっているかもしれないが、家庭復帰に向けた支援の充実を期待したい。
32	児童福祉施設等へ措置変更する場合には、児童と家族、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整機能を果たしている。					措置変更に際しては、児童・家族、児童相談所、措置変更先の施設に対して的確に対処されている。
33	電話や訪問などにより、積極的に退所後の援助を行っている。					退所後のフォローアップには努めているが、なお、積極的な援助が望まれる。

評価対象 児童の権利擁護

1 児童の権利擁護						
(1)常に児童の最善の利益について熟考し、児童の権利を擁護している。						
1	施設長は、児童の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。					児童の権利擁護に関する情報の収集をはじめ、ケース会議での指導・助言、児童への権利ノートの配布など取り組みを積極的に進めている。
2	職員は、児童の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。					評価基準が求めている権利擁護への取り組みの判断条件は、ほぼ満たしている。
3	施設生活全般について、児童が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。					日常場面で児童からの意見を把握するにとどまっている。
4	児童自身が、自分たちの生活全般について、自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。					様々な活動を通して児童の自己表現力、自律性、責任感などの育成支援をしているが、児童が主体的に考え、実行できる活動までには至っていない。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
5	施設の行う援助について事前に説明し、児童が主体的に選択(自己決定)できるように支援している。					児童自立支援施設の場合は、児童への援助内容が定められていて、児童の主体的選択(自己決定)が制約を受けるため、この評価項目は馴染まないと思われる。
6	多くの生活体験を積ませる中で、児童が、その問題や自体の主体的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。					問題解決能力を形成できるように職場体験などの機会、また、つまづきや失敗の体験を通して自己向上を図れるような支援をしているが、生活日課等に創作活動等ものごとを総合的に捉えられるようなプログラムを入れることも必要と思われる。
7	多くの人たちとのふれあいを通して、児童が、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生ができるよう支援している。					施設の特性等のため他施設や地域との交流に制約があると思われるが、人格の尊厳や自他の権利の尊重、共生の精神の育成は、まさに児童自立支援施設の目的の一つであると思うので、可能な限り積極的に取り組まれることを期待したい。
8	児童の発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、児童に適切に知らせている。					この評価項目は、児童養護施設を対象としたもので、児童自立支援施設には馴染まないもので非該当とする。
9	児童のプライバシーの保護に配慮している。					児童のプライバシー保護に努力はしているものの、生活全般が集団行動を基本とした方針がとられているために個別空間の確保を保障できるまでには至っていない。
10	体罰を行わないよう徹底している。					体罰禁止についての取り組みについては、規程、研修、周知など徹底を図っている。
11	児童に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。					児童に対する不適切な関わりの防止に取り組んでいるが、密室や死角等建物構造の点検や不適切な関わりを起こした場合の記録、報告義務などの明文化が必要と思われる。
12	児童や保護者からの要望などを検討したり、不満や不服を解決したりする仕組みが確立されている。					苦情解決委員会を設置するなど苦情解決の仕組みが確立されているが、様々な意見や不満を会議で検討し、サービス改善に活かすような仕組みを期待したい。
13	施設生活に対する要望、不満、不服など、児童や保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。					不満や不服を聞くための取り組みを行っているが、言いやすい雰囲気などの点で、なお、十分とはいえない。
14	児童や保護者の思想や信教の自由は、他の児童や保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。					思想や信教の自由は尊重し、宗教活動を強要もしていない。